



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成27年12月10日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098(868)4402

石綿を含む建築物等の解体を行う事業主の皆様へ

沖縄県生活環境保全条例等が 改正されました

標記について、石綿にかかる解体作業について、作業の実施の届出及び完了届出、罰則等関係する内容について改正を行い、
平成28年4月1日より適用すること
とする情報提供がありました。

詳細については沖縄県の関係 HP にあり、ご活用下さい。

○パンフレット

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/atmosphere/index.html>

○沖縄県生活環境保全条例の改正に係る説明会の資料

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/atmosphere/h27joureikai/seisetumeikai.html>

問い合わせ先 沖縄県環境部環境保全課
大気環境班
電話 098-866-2236

